

第 13 号様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法（以下「法」といいます。）第 72 条の 25 第 2 項（法第 72 条の 25 第 6 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。5 において同じです。）又は第 4 項（法第 72 条の 25 第 7 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。5 及び 6 において同じです。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 8 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含みます。）により確定申告書（法第 72 条の 25 第 1 項、第 72 条の 28 第 1 項又は第 72 条の 29 第 1 項の規定による申告書をいいます。以下同じです。）の提出期限の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、法第 72 条の 25 第 2 項又は第 4 項（これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には事業年度終了の日から 45 日以内に、法第 72 条の 25 第 6 項又は第 7 項（これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には確定申告書の提出期限の到来する日の 15 日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に 2 通を提出してください。ただし、2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に提出してください。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- 4 「確定申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、確定申告書を提出することができる日と認められる日を記載してください。
- 5 「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第 72 条の 25 第 2 項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、同条第 4 項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する通算完全支配関係をいいます。）がある通算法人（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する通算法人をいいます。以下同じです。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額（同法第 2 条第 19 号に規定する欠損金額をいいます。）及び法人税の額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由並びに指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を記載してください。
- 6 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、法第 72 条の 25 第 4 項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する法人（法人税法第 2 条第 12 号の 7 に規定する通算子法人に限ります。）が記載してください。